

神戸市屋外広告物条例の一部改正の概要

神戸市

I. 改正の趣旨・背景

昭和 31 年に制定された神戸市屋外広告物条例は、平成 12 年に全部改正を行い、その後、屋外広告物法及び他の法令の改正に合わせて、関連事項の整理を行ってきたところです。

近年、本市においては、景観計画区域の告示及び眺望景観施策の推進など、景観政策が進展するとともに、市民の景観意識が高まってきていることから、屋外広告物条例においても、これらへの対応が必要となっています。

他方、広告物においては、平成 12 年条例改正当時には見受けられなかった、電車・バスの車体広告（ラッピング広告）や、新技術を使った広告物が駅前を中心に目に付くようになってきていることから、広告物の種類に応じた適切な規制が求められています。

市民・行政ともに一層の法令遵守が求められるようになってきている中、これらの社会情勢の変化に対応するため、他都市の屋外広告物施策の動向等をも勘案し、神戸市屋外広告物条例の改正を行おうとするものです。

II. 改正の概要

屋外広告物、屋外広告業の規制等についての基準は、屋外広告物法の規定により、神戸市屋外広告物条例において定めています。

本市では、この条例の改正案に盛り込むべき事項として、以下の項目を考えています。

1. 広告主（広告物の表示又は掲出物件の設置を依頼する者）等の責務について
2. 景観政策の推進に伴う屋外広告物の経過措置規定について
3. 社会情勢に適合した広告物規制の見直しについて
 - ①禁止物件・禁止広告物・適用除外規定の見直しについて
 - ②特例許可制度の創設について
 - ③除却義務・措置命令規定の見直しについて
4. 屋外広告業の特例登録制度について
5. 許可基準の改正について
 - ①景観施策との連携について
 - ②壁面広告・電柱広告・電車にかかる車体利用広告の許可基準について

1. 広告主（広告物の表示又は掲出物件の設置を依頼する者）等の責務について

（１）旧条例

規定なし。

（２）改正の考え方

- 違反広告物を減らすためには、広告主（広告物の設置を委託する者）に対する啓発及び指導が必要であると考えられますが、屋外広告物法では、広告主は規制の対象とされていないことから、現行条例においては、広告主を行政処分の対象としていないだけでなく、何ら規制の対象としていません。

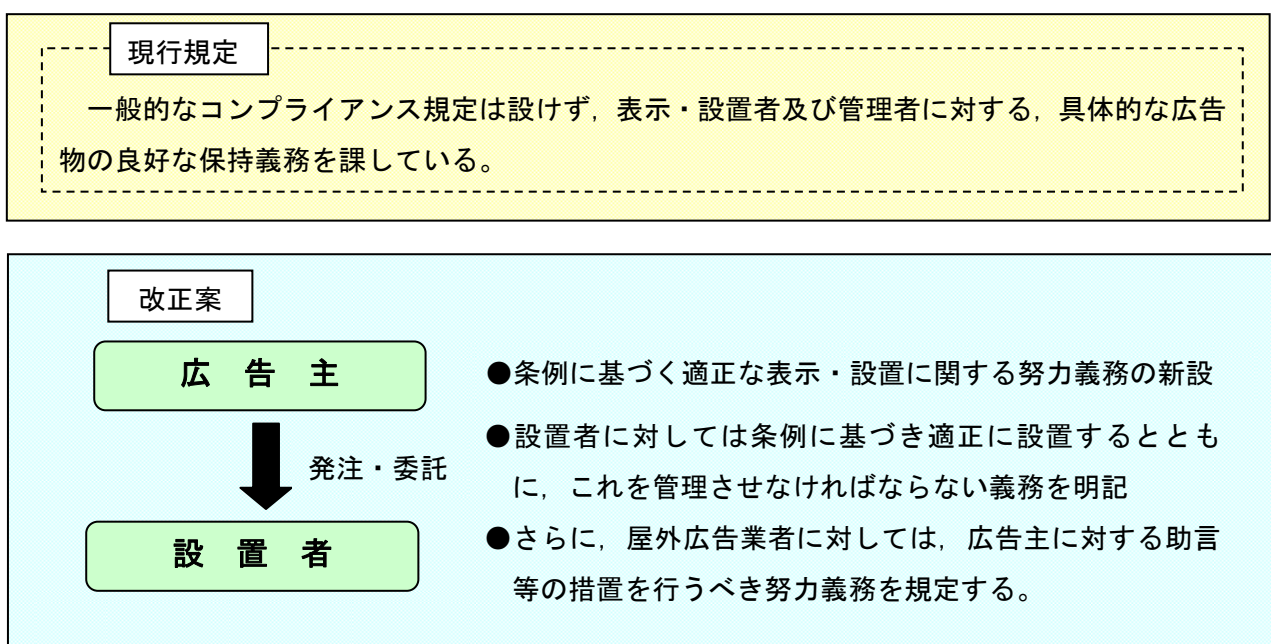
そこで、新たに広告主に対し、法令遵守の努力義務規定を新設します。あわせて屋外広告業者には、広告主に対し必要な助言を行う努力義務を課します。

- 広告物等を設置する者（以下「設置者」という。）その他関係者に対しては、「屋外広告物条例に基づき適正に広告物を設置し、管理しなければならない」とする規定を明記します。

（３）改正による効果

- これらの規定を新設することで、広告主を行政指導の対象とすることができるとともに、屋外広告業者が広告主に対し、条例に従った適正な設置について、より円滑に助言等を行うことが可能になると考えられます。
- 設置者には、条例に基づく広告物等の設置、管理義務について、明記することで、コンプライアンスの推進を図ることができると考えられます。

図１ 広告主等の責務のイメージ（広告代理店その他の関係者は省略）



2. 景観政策の推進に伴う屋外広告物の経過措置規定について

(1) 旧条例

(経過措置)

第12条 第3条又は第6条の規定の適用を受けることによりこれらの規定に違反することとなる広告物等については、これらの規定の適用を受けることとなる日から3年間は、これらの規定は適用しない。

2 前項の規定は、次条の規定により規則で定める広告物等の規格又は第5条第1項若しくは第5項の規定による許可の基準が改正された場合について準用する。

(2) 改正の考え方

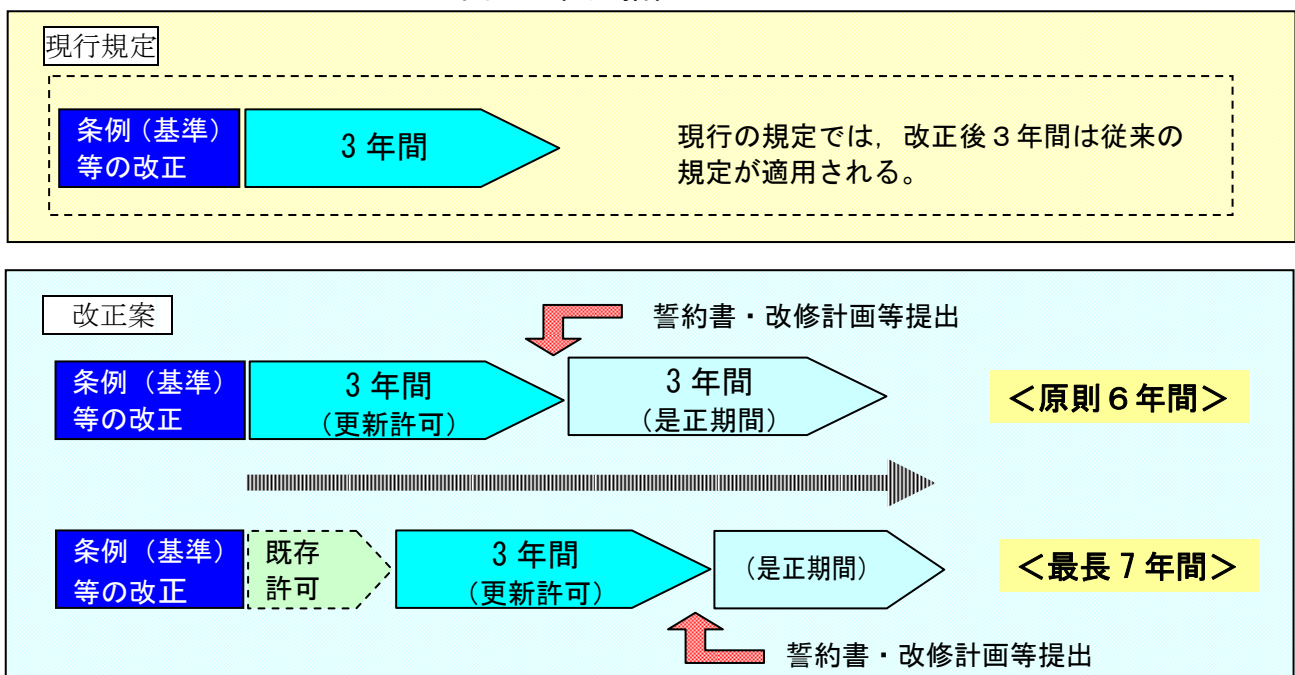
現在、本市において、眺望景観施策で広告物規制が検討されていることから、今後の景観施策への適応を図るため、基準改正により、新たな許可基準に適合しなくなる既存の広告物(「既存不適格」)に対する経過措置期間を、現行の3年から6年(最長7年)に延長します。ただし、4年目以降は、改修計画書及び誓約書の提出を求め、適正化を担保することとします。

なお、この経過措置規定の変更は、全ての既存不適格となる広告物を対象とするものではなく、広告物等が、広告のために構築された工作物(建物の屋上又は他の構築物に特別に施設されたものを含む。)であるもの、もしくは、看板及び広告器具が主として金属製であるものといった比較的耐用年数の長いものを対象とします。

(3) 改正の効果

- 近年、広告物の耐久性が大幅に向上し、また、施工費用も高額となっていることに鑑み、許可基準の変更により広告物の撤去又は改修を余儀なくされる広告物の設置者に対し、不測の不利益を与えないよう配慮することで、その経済的損失をより軽減しうると考えられます。
- 既存不適格となる物件の設置者等に対し、更新許可の手続き時に、直接、改善又は撤去が必要な旨の説明を行うとともに、2回目の更新申請時に、再度、指導を行い、申請者から別に定める「誓約書」等の提出を求めます。このことにより、設置者等には十分な改善期間を与えることとなり、自主的な改善を促し、計画的に適正化を進めることができると考えられます。

図2 経過措置のイメージ



3. 社会情勢に適合した広告物規制の見直しについて

① 禁止物件・禁止広告物・適用除外規定の見直しについて

■ 禁止物件の規定の見直しについて

(1) 旧条例

(表示等をしてはならない物件)

第3条 次に掲げる物件には、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- (1) 橋梁^{りょう}、トンネル、高架構造物及び分離帯
- (2) 街路樹及び路傍樹
- (3) 神戸市市民公園条例(昭和51年4月条例第16号)第27条第1項の規定により指定された市民の木
- (4) 信号機、道路標識、歩道の柵^{さく}、駒^{こま}留め、里程標その他これらに類するもの
- (5) 消火栓、火災報知機及び火の見やぐら
- (6) 郵便ポスト及び電話ボックス
- (7) 送電塔、送受信塔、照明塔及び路上変電塔
- (8) 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの
- (9) 地下道及び地下鉄道上屋
- (10) 景観法(平成16年法律第110号)第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木

(2) 改正の考え方

電柱、街灯柱、バス停留所の上屋、アーチの支柱、アーケードの支柱及び消火栓標識に対し、はり紙、はり札、広告旗、立看板など(以下「簡易広告物」という。)を表示し、又は設置してはならないとする規定を新設します。

(3) 改正の効果

道路上で、信号機や道路標識等に広告物を設置する者は、同時に、電柱や街灯柱にも設置することが一般的です。しかし、現在の規定では、信号機や道路標識等に広告物を設置することは禁止していますが、電柱や街灯柱に関しては禁止規定がありません。そこで、電柱や街灯柱等を禁止物件とし、その違反が、単に、無許可掲出にとどまらず、禁止物件への違反掲出となる制度とすることで、より厳しい取締りが行われることが期待され、違反広告物の減少を図ることができます。

写真 電柱等への簡易広告物の掲出事例

電柱 (はり紙)



街灯柱 (立看板)



消火栓標識 (はり紙)



3. 社会情勢に適合した広告物規制の見直しについて

■ 禁止広告物の規定の見直しについて

(1) 旧条例

(禁止する広告物の表示等)

第4条 次に掲げる広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- (1) 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- (2) 交通の安全を阻害するおそれがあるもの
(広告物等の基準)

第6条 広告物等は、次に掲げるものであってはならない。

- (1) 著しく汚染し、退色し、又は塗料の剥^{はく}離した広告物等
- (2) 著しく破損し、又は老朽化した広告物等

(2) 改正の考え方

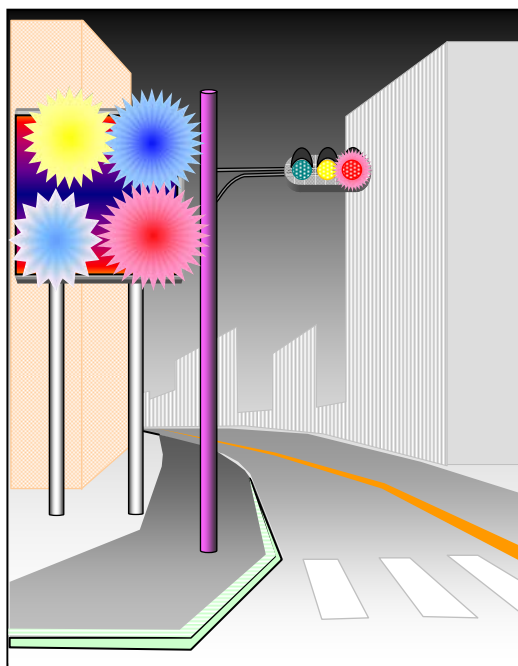
国が作成している屋外広告物条例ガイドライン案に合わせ、第4条の「禁止する広告物の表示等」及び第6条の「広告物などの基準」を統合し、「禁止広告物」とします。

また、交通安全の観点から信号機や道路標識に類似し又はそれらの効用を妨げるような広告物の表示を禁止する規定を加えます。

(3) 改正の効果

- 第4条と第6条を統合することで、禁止広告物の基準の統一・明確化を図ることができます。
- 信号機周辺等にLED広告が設置・掲出されたことにより、信号機が見えにくくなった場合には、指導及び撤去が可能となります。

イラスト1 信号機の効用を妨げる広告物のイメージ（交差点付近のLED看板）



3. 社会情勢に適合した広告物規制の見直しについて

■ 適用除外規定の見直しについて ～ その1 ～

(自動車・電車等の車体利用広告の禁止地域等¹の規定を見直す。)

(1) 旧条例

(禁止地域等)

第2条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、景観地区、風致地区、特別緑地保全地区、生産緑地地区又は伝統的建造物群保存地区で市長が定める範囲内にあるもの
- (2) 市民農園整備促進法(平成2年法律第44号)第2条第2項に規定する市民農園の区域で市長が定める範囲内にあるもの
- (3) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条若しくは第78条第1項の規定により指定された建造物及びその周囲で市長が定める範囲内にあるもの又は同法第109条第1項若しくは第2項若しくは第110条第1項の規定により指定され、若しくは仮指定された地域で市長が定める範囲内にあるもの
- (4) 兵庫県文化財保護条例(昭和39年兵庫県条例第58号)第4条第1項の規定により指定された建造物及びその周囲で市長が定める範囲内にあるもの又は同条例第31条第1項の規定により指定された記念物の周囲で市長が定める範囲内にあるもの
- (5) 森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項第11号に規定する目的を達成するため保安林として指定された森林のある地域で市長が定める範囲内にあるもの
- (6) 高速自動車国道若しくは自動車専用道路の全区間又は道路(高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。)、鉄道、軌道若しくは索道で市長が定める範囲内にあるもの
- (7) 道路、鉄道、軌道又は索道に接続する地域(展望することができない広告物又は掲出物件のある地域又は場所を除く。)で市長が定める範囲内にあるもの
- (8) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園又は社会資本整備重点計画法施行令(平成15年政令第162号)第2条各号に規定する公園若しくは緑地の区域で市長が定める範囲内にあるもの
- (9) 河川、湖沼、溪谷、海浜、高原、山若しくは山岳又はこれらの付近の地域で市長が定める範囲内にあるもの
- (10) 港湾、空港若しくは駅前広場又はこれらの付近の地域で市長が定める範囲内にあるもの
- (11) 古墳若しくは墓地又はこれらの周囲の地域で市長が定める範囲内にあるもの
- (12) 官公署、学校、図書館、博物館、美術館、病院、公会堂、公民館、体育館若しくは公衆便所の建物又はこれらの敷地(規則で定めるものを除く。)
- (13) 寺社、教会若しくは火葬場の建造物又はこれらの境域で市長が定める範囲内にあるもの
- (14) 前各号に掲げるもののほか、市長が指定する地域又は場所
(適用除外)

第11条 1～3 省略

- 4 道路標識、案内図板その他公共的な目的を有する広告物等又は公衆の利便に供することを目的とする広告物等で規則で定める基準に適合するものについては、第2条の規定は適用しない。

¹ 広告物を表示又は掲出物件を設置してはならない地域 例：第1種低層住居専用地域、風致地区 等

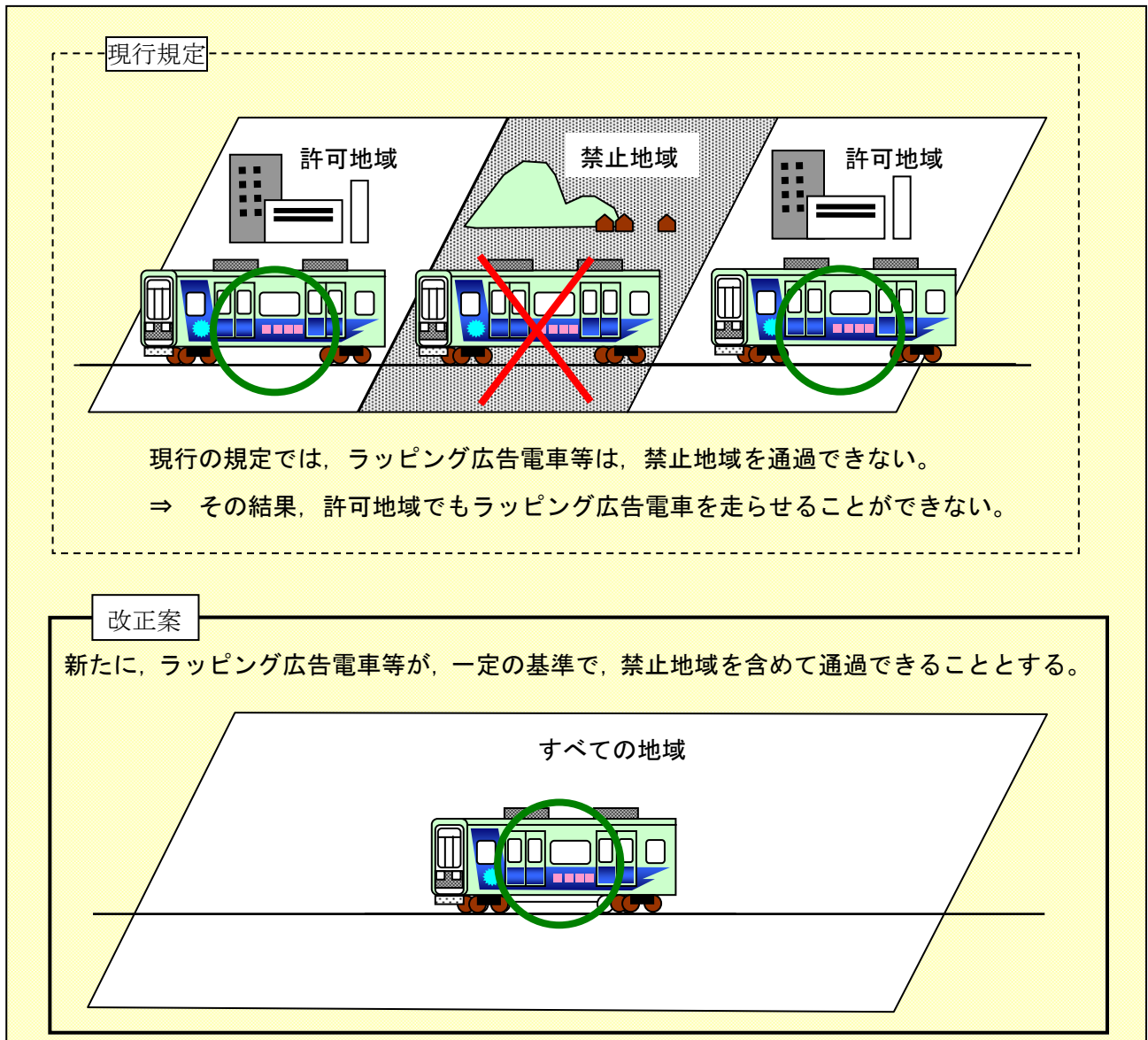
(2) 改正の考え方

電車等又は自動車に表示される広告物（以下「車体利用広告」という。）にかかる，禁止地域等（原則，広告物が設置できない地域（第1種・第2種低層住居専用地域，高速道路展望地域等））の規定の適用を除外します。

(3) 改正の効果

車体利用広告は，通常の広告物と違い，常時移動する点に特徴があります。現行規定では，電車等が通過する路線の中に一部でも禁止地域が存在する場合には，實際上，禁止地域以外（許可区域）でも，広告を掲出した電車を走行させることができない状況です。また，自動車については，本市では高速道路を禁止地域に指定しているため，車体利用広告を掲出した自動車は高速道路を走行できません。現在，多くの他都市では，車体利用広告には，禁止地域等について適用を除外しており，本市も他都市の制度を参考とし，現実に即した規制とします。

図3 車体利用広告のイメージ



3. 社会情勢に適合した広告物規制の見直しについて

■ 適用除外規定の見直しについて ～ その2 ～

(公益上必要な施設又は物件の寄贈者名表記の適用除外規定を見直す。)

(1) 旧条例

(適用除外)

第11条 次に掲げる広告物等については、第2条から前条まで(第4条及び第6条を除く。)の規定は適用しない。(後略)

2 公益上必要な施設又は物件で市長が指定するものに規則で定める基準に適合して寄贈者の名称その他これに類するものを表示し、又は設置する場合には、第2条、第3条及び第5条の規定は適用しない。

(2) 改正の考え方

現行条例では、寄贈者の名称を表示しうる広告物については、「市長が指定するもの」となっていますが、この限定を行わないこととします。

(3) 改正の効果

現在、寄贈者名が表記されているものは増えてきており、規則で定める基準(1件あたり0.2㎡以下)に適合していれば、景観への影響等は小さいため、あえて一件毎に、市長が指定する必要はなく、広く認めることで設置者等の手続きの簡素化を図ることができます。

写真 寄贈者名表記の事例

※ バナーの協賛企業名表記



※ モニュメントの寄贈者名表記



3. 社会情勢に適合した広告物規制の見直しについて

② 特例許可制度の創設について

(1) 旧条例

規定なし。

(2) 改正の考え方

ある広告物が、景観的に優れているにもかかわらず、規則で定める「許可基準」には一部適合しない場合等に、一定の条件のもと、許可を行いうる規定を設けます。

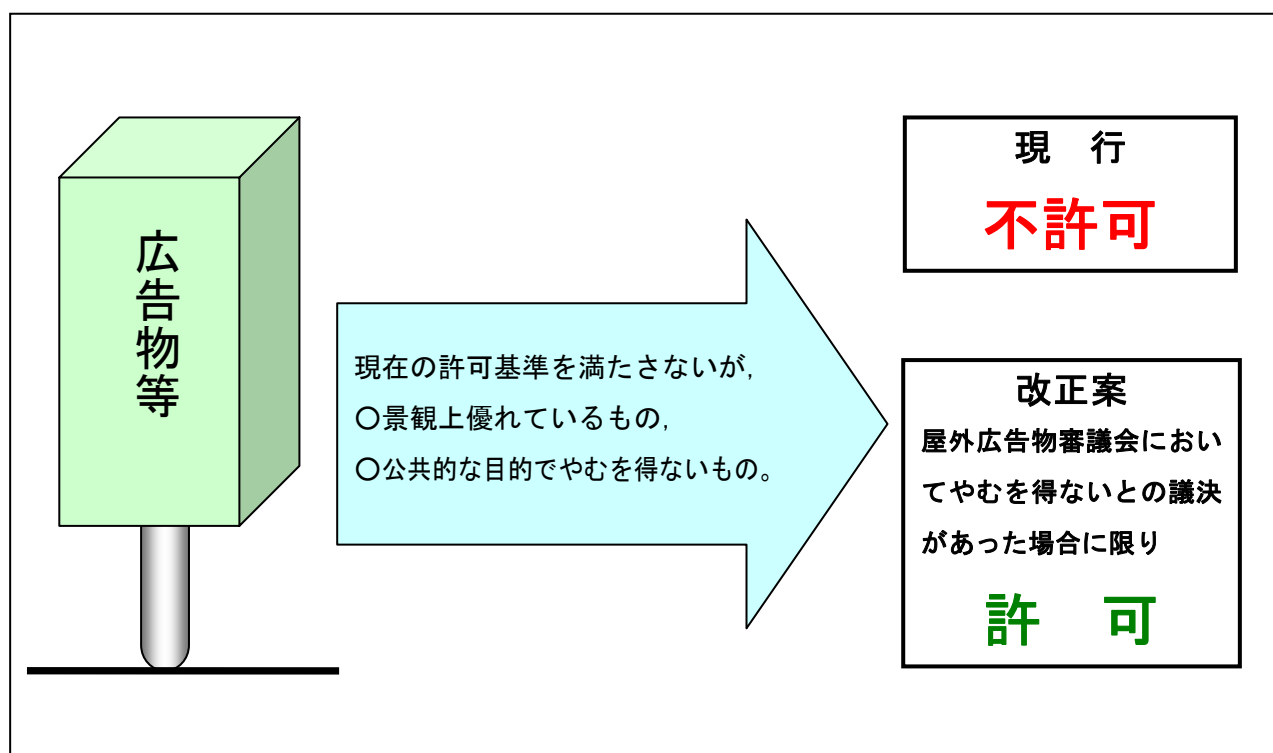
なお、許可にあたっては、地域の良好な景観の形成に資するもの、または公共的な目的で表示するものと認められるもので、附属機関である神戸市屋外広告物審議会の議を経るものとなります。

(3) 改正の効果

許可基準に適合せずに掲出できなかった広告物のうち、特別に景観的に優れている広告物や、公共的な目的を有するためやむをえない広告物は、屋外広告物審議会に諮ったうえで、掲出することができることとなります。

このことにより、本市の景観やまちのデザインにとって真に有用であり、又は公共の利益に資する広告物を、一律に規制することの弊害を改善することができます。

図4 特例許可制度のイメージ



3. 社会情勢に適合した広告物規制の見直しについて

③ 除却義務・措置命令規定の見直しについて

■ 除却義務規定の見直し

(1) 旧条例

(広告物を表示した者等の除却義務等)

第16条 広告物を表示し、及び掲出物件を設置した者は、第5条第1項又は第5項の許可の有効期間が満了したときその他広告物等を除却する義務が生じたときは、遅滞なく、当該広告物等を除却しなければならない。

2 前項の規定により広告物等を除却した者は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

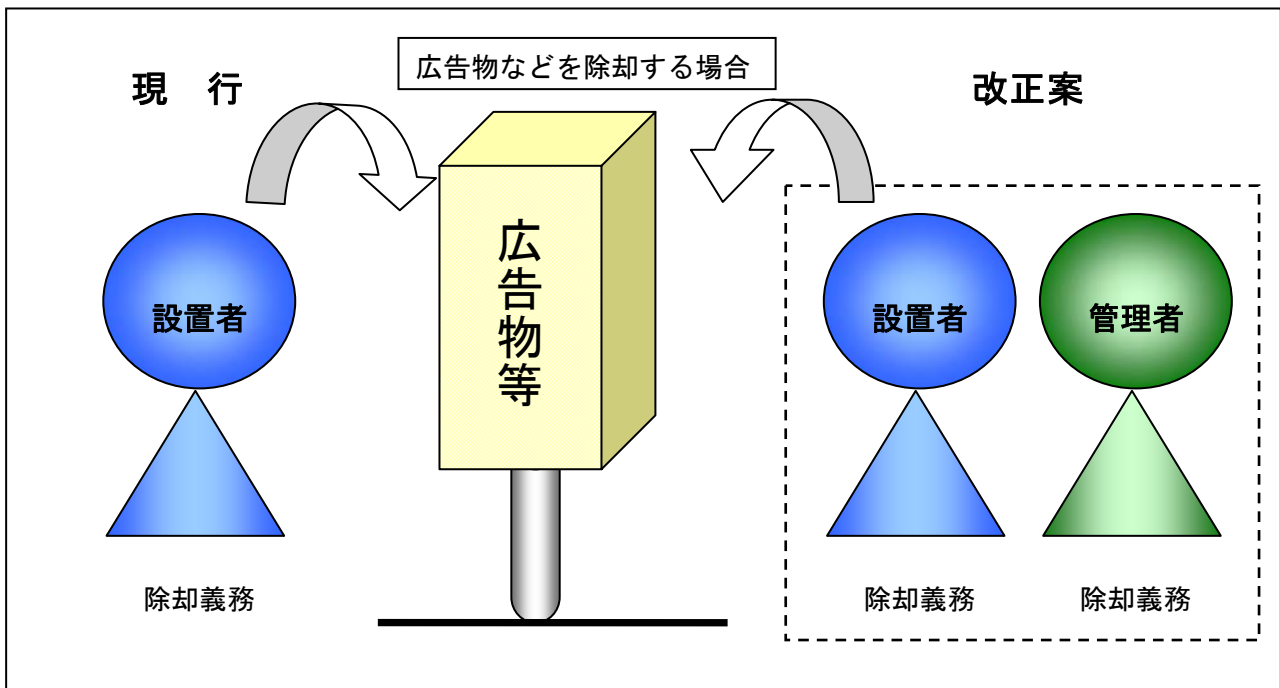
(2) 改正の考え方

- 広告物を表示し、及び掲出物件を設置した者(「設置者」)のみに課していた除却義務を、「管理者」にも課することとします。
- 広告物等が滅失した場合、「設置者」のみに課していた届出義務を、「管理者」にも課することとします。

(3) 改正の効果

現在、「設置者」のみに課している除却義務、及び広告物が滅失した場合の届出義務について、「管理者」にもこれを課することで、広告物に有効な対応を行うべき関係者に対して、広告物を適切に設置し及び管理させることを図ります。

図5 除却義務規定の改正のイメージ



3. 社会情勢に適合した広告物規制の見直しについて

■ 措置命令の規定の見直し

(1) 旧条例

(措置命令)

第 17 条 市長は、第 2 条から第 6 条までの規定に違反した管理者に対し、広告物の表示若しくは掲出物件の設置の停止を命じ、又は期限を定め、当該広告物等の除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、若しくは公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

2 省略

3 市長は、第 1 項の規定による措置を命じようとする場合において、当該管理者を過失がなく、確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、期限を定め、これを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告しなければならない。

4 省略

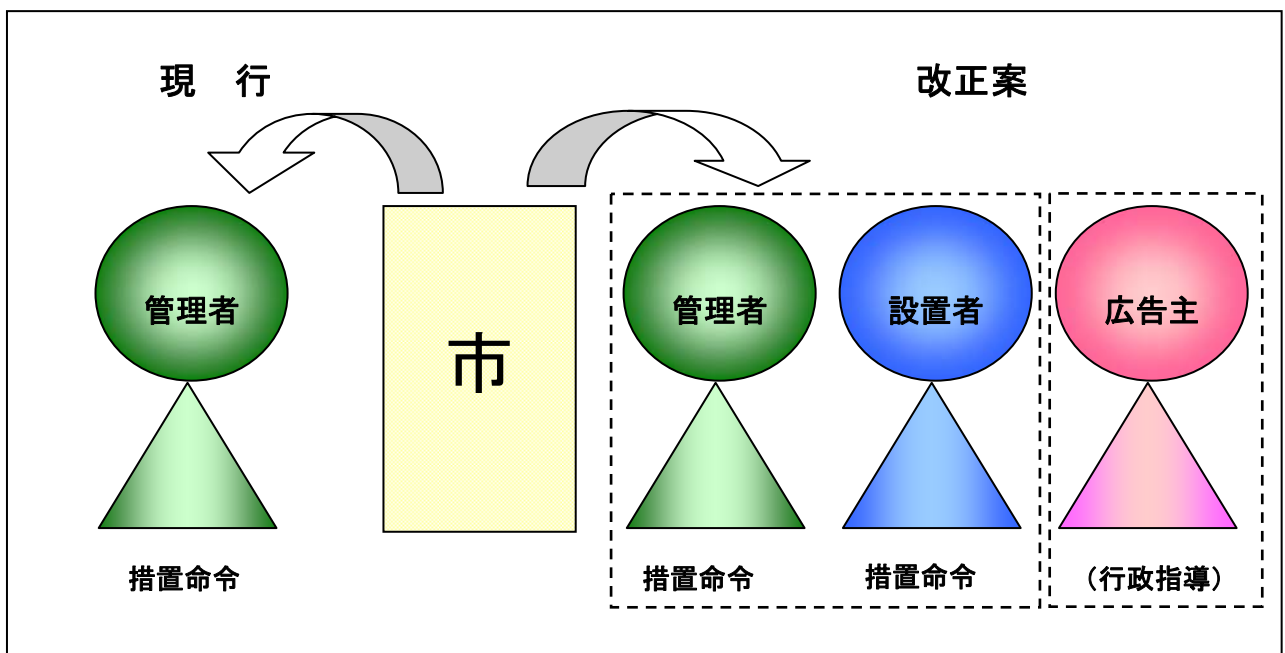
(2) 改正の考え方

現行では、広告物等の「管理者」に対してしか措置命令を行えませんが、「設置者」に対しても措置命令を行いうる規定を設けます。また、「広告主」に対して、違反となる広告物を改善・除却し、その他必要な措置を行うよう要請・指導を行いうる規定を設けます。

(3) 改正の効果

これらの規定を設けることで、広告物を取りまく関係者である「設置者・管理者・広告主」各人に対して、法令遵守の意識を高め、適切な広告物管理を行わせることにより、違反広告物の減少を図ります。

図 6 措置命令規定の改正のイメージ



4. 屋外広告業の特例登録制度について

(1) 旧条例

(屋外広告業の登録)

第19条 本市の区域内において、屋外広告業を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならない。

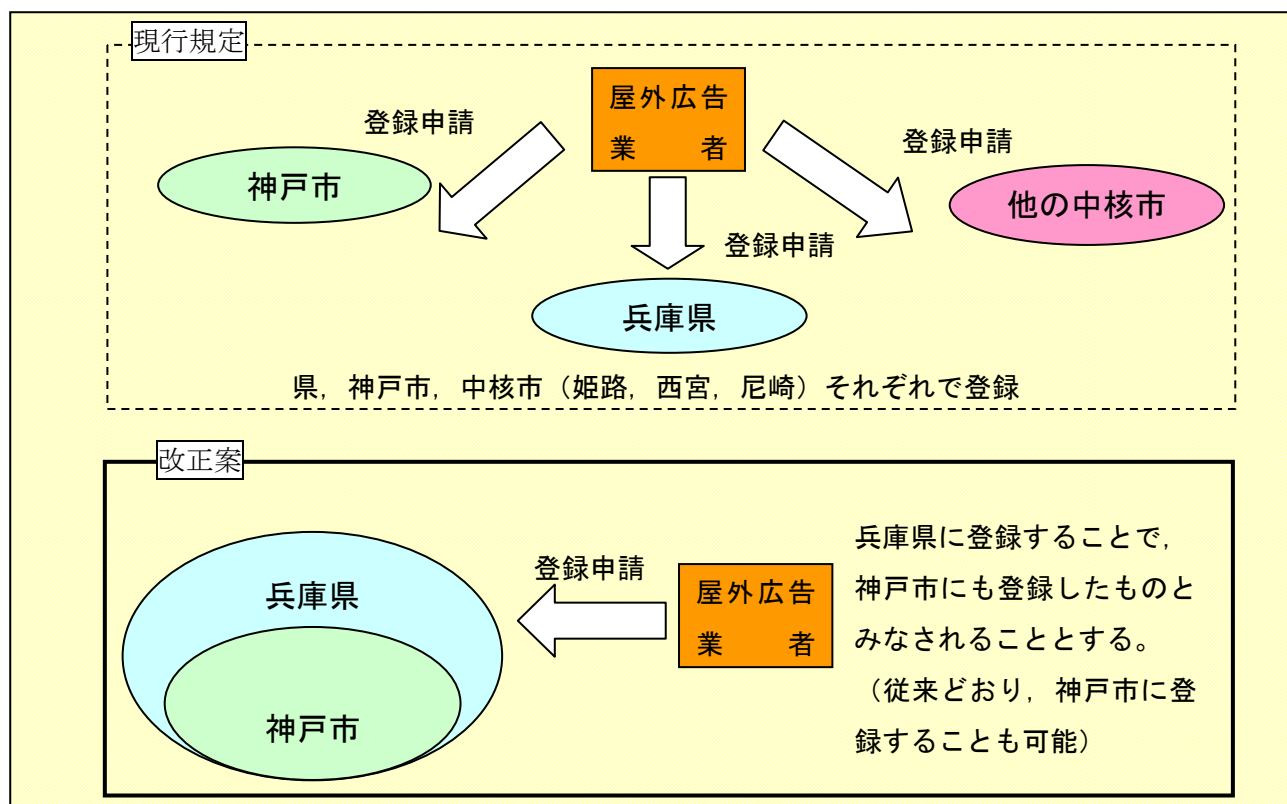
(2) 改正の考え方

現行では、本市の区域で屋外広告物を設置する場合は、本市で「屋外広告業の登録」を行うことが必要ですが、改正により、兵庫県においてこの登録をした者は、重ねて本市に登録を行わなくても、本市に登録されているものとみなす特例制度を新設します。

(3) 改正の効果

- 本制度の導入により、本市にも引続き業者に対する処分権限は留保されますが、改正後に、兵庫県が行政処分をした業者は、登録を喪失するため、より広域で処分の効力を及ぼすことができるようになり、その結果、悪質業者を排除し、優良な業者の育成の一助とすることができます。
- 現行では、兵庫県下において、県、政令市（本市）、中核市（姫路市・西宮市・尼崎市）のそれぞれの自治体で、業の登録が必要ですが、本制度を導入することで、本市での業の登録が不要となるため、申請者の負担を軽減することができます。

図7 特例登録制度のイメージ



5. 許可基準の改正について

① 景観施策との連携について

(1) 旧条例・規則：神戸市屋外広告物条例施行規則第7条 別表第1（抜粋）

| 番号 | 広告物の種類 | 広告物等の規格及び条例第5条第1項又は第5項の規定による許可の基準 |
|----|--------|---|
| 1 | 全ての広告物 | (1) 広告物等は、その周囲の景観と調和させること。 (2) 夜間に公衆に表示することを目的とする広告物又は夜間に公衆に広告物を掲出することを目的とする物件であっても、その周囲の昼間の美観を損なわないように注意すること。 (3) 広告物等は、信号機及び道路標識と紛らわしいものにしないこと。 (4) 既設の広告物には、他の広告物を併設しないこと。 (5) 広告物の表示又は掲出物件の設置によって、窓その他の建築物の開口部分をふさがないこと。 (6) 住居系地域においてネオン管その他の照明装置を広告物等に利用するときは、当該照明装置を点滅させないこと。 (7) 景勝地にあつては、広告物等は、自然の美観を損なわない意匠及び色彩とすること。 (8) 広告物等は、景観法(平成16年法律第110号)第8条第1項に規定する景観計画に即したものとすること。 |

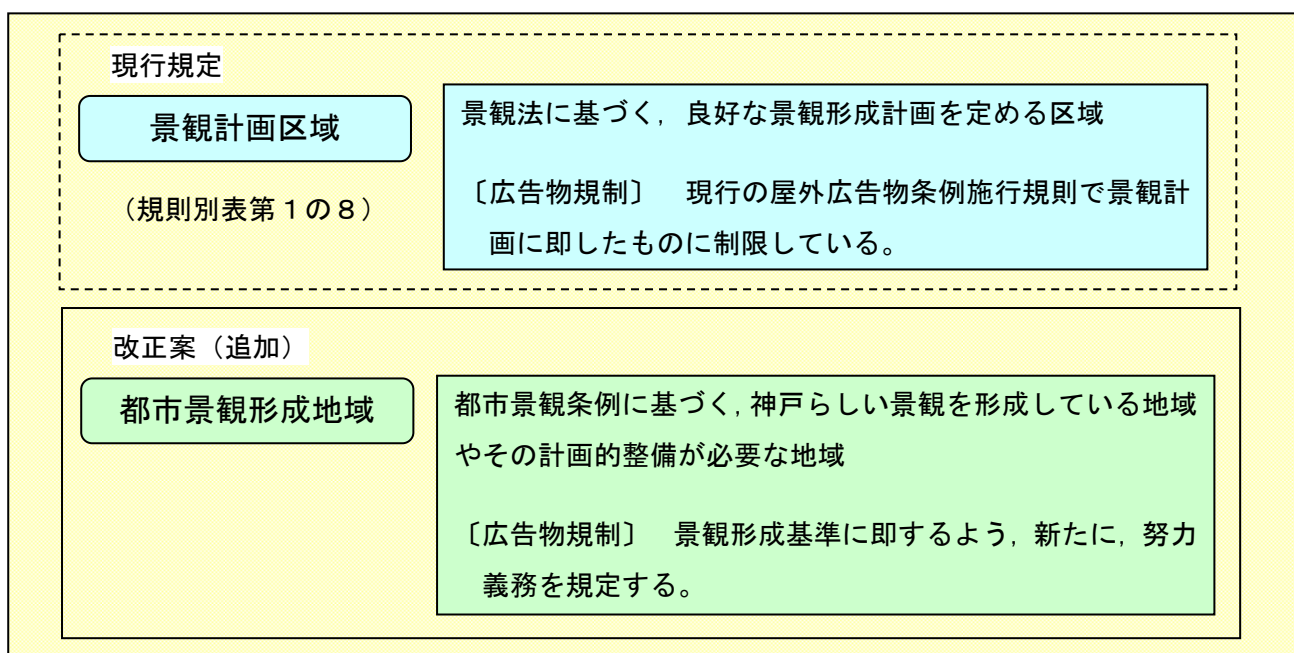
(2) 改正の考え方

神戸市都市景観条例に基づく「都市景観形成地域」における景観形成基準に即した広告物とするように努める旨の規定を設けます。

(3) 改正の効果

現在、景観法に基づく「景観計画区域」においてのみ、屋外広告物規制（「景観計画に即したものとすること」との規制）を行っていますが、より一層、景観施策との連携を図るため、条例に定めた「都市景観形成地域」における景観形成基準に関しても指導を行うことが可能となります。

図8 景観施策に伴う屋外広告物の規制



5. 許可基準の改正について

② 壁面広告・電柱広告・電車にかかる車体利用広告の許可基準について

■ 壁面広告物の許可基準の見直し

(1) 旧条例・規則：神戸市屋外広告物条例施行規則第7条 別表第1（抜粋）

| 番号 | 広告物の種類 | 広告物等の規格及び条例第5条第1項又は第5項の規定による許可の基準 |
|----|--------|--|
| 5 | 壁面広告物 | (1) 広告物の表示面積は、次のアからウまでに掲げる基準によること。 ア 広告物の表示面積(同一の壁面に複数の壁面広告物がある場合にあつては、これらの広告物の表示面積の合計)は、広告物を取り付ける壁面の面積の3分の1を超えないこと。 イ 住居系地域にあつては、広告物の表示面積は、1個につき30平方メートルを超えないこと。 ウ 商工系地域にあつては、広告物の表示面積は、1個につき70平方メートルを超えないこと。 (2) 同一の壁面に同一の表示内容の広告物を複数掲出しないこと。 (3) 広告物は、その取り付ける壁面からはみ出さないこと。 |

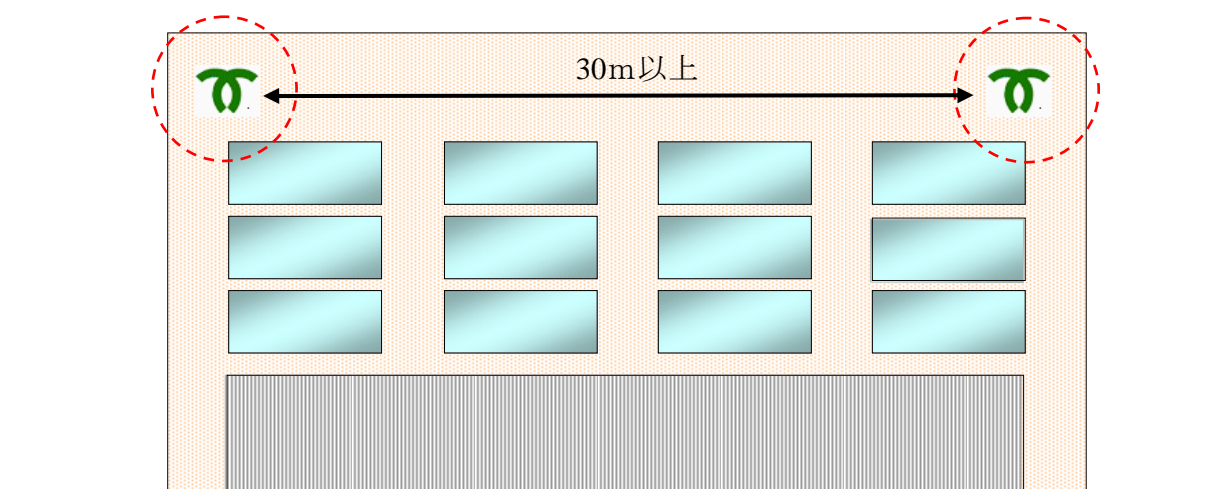
(2) 改正の考え方

現行では、同一壁面での同一広告物の表示を禁止していますが、これを緩和し、同一広告物間の距離が30m以上あるものについては、2個まで可能とします。

(3) 改正の効果

壁面が非常に大きい建築物で、店名表示等の複数表示が必要なものに対して、2か所に広告物の許可ができることとなり、景観形成等の観点から特に規制が必要とはいえないものに対してまで、過度の規制とならないよう、適正な緩和が行えます。

図9 壁面広告物の同一壁面での同一表示のイメージ（例：神戸市章）



5. 許可基準の見直し

■ 電柱広告の許可基準の見直し

(1) 旧条例：神戸市屋外広告物条例施行規則 第7条 別表第1 (抜粋)

| 番号 | 広告物の種類 | 広告物等の規格及び条例第5条第1項又は第5項の規定による許可の基準 |
|----|-------------------------|--|
| 9 | 電柱広告(電柱に巻き付けられた広告物に限る。) | (1) 広告物の縦の長さは、1.2メートルとすること。 (2) 広告物の下端は、電柱が地面に接する部分から1.8メートル以上離れていること。 (3) 1本の電柱に、電柱に巻き付けられた広告物を複数表示しないこと。 |

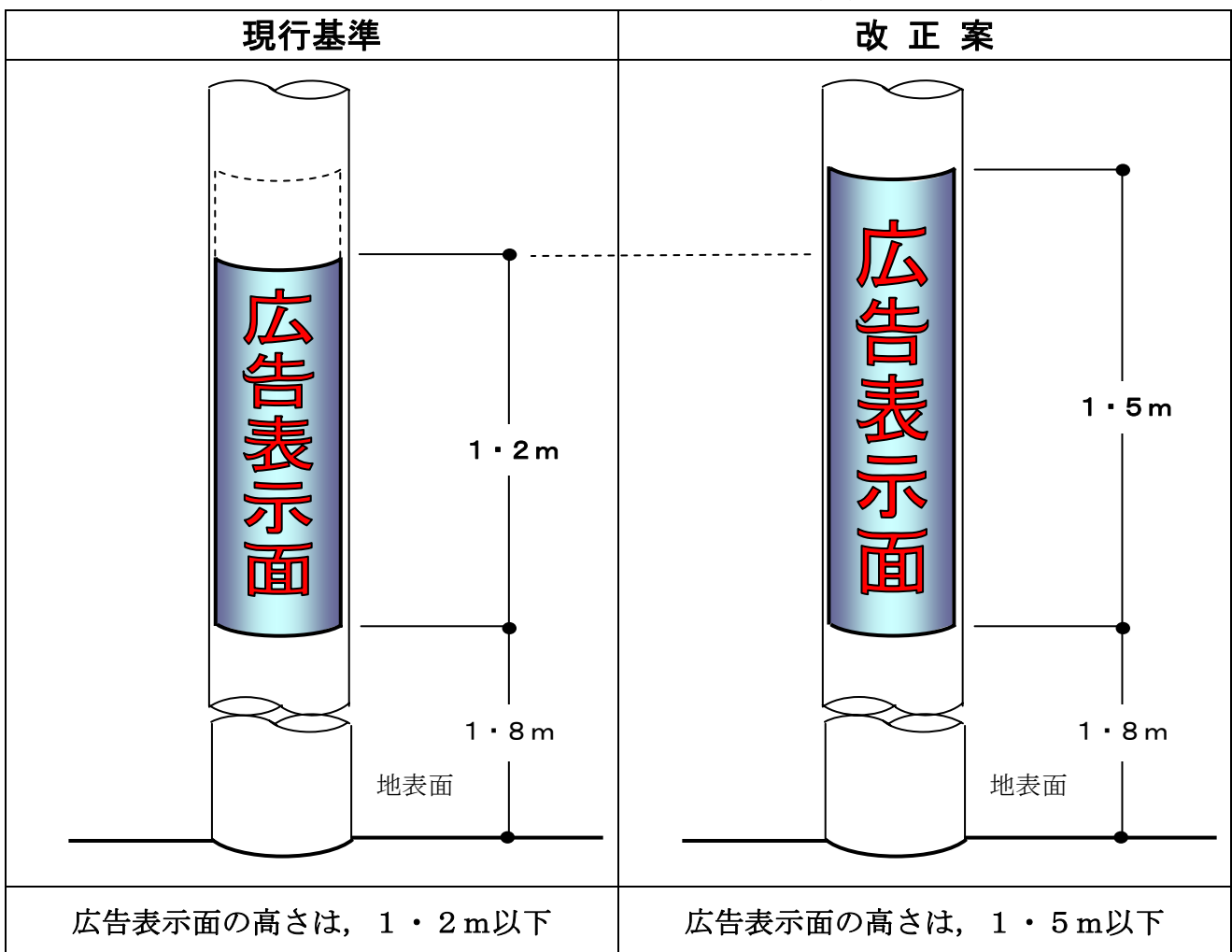
(2) 改正の考え方

兵庫県、大阪府、沖縄県以外は縦の長さは1.5m以下等となっており、兵庫県、大阪府ともに1.5m以下に改正予定であるため、本市においても電柱広告の縦の長さを1.5m以下に改正します。

(3) 改正の効果

電柱広告は広域にわたってほぼ同様の形状のものが掲出されているため、その許可基準を統一する方が良好な景観を維持できると考えられます。

図10 電柱広告(電柱巻付け広告) 許可基準変更のイメージ



5. 許可基準の見直し

■ 車体利用広告の許可基準の見直し

(1) 旧条例・規則：神戸市屋外広告物条例施行規則第7条 別表第1（抜粋）

| 番号 | 広告物の種類 | 広告物等の規格及び条例第5条第1項又は第5項の規定による許可の基準 |
|----|--------|--|
| 14 | 車体利用広告 | 広告物の表示面積は、車体の表面積(車体の底の部分の表面積を除く。)の3分の2とすること。 |

(2) 改正の考え方

今回の見直しの中で、車体利用広告にかかる禁止地域通行の適用除外規定を設ける予定ですが、電車等は通常、複数編成となっており、自動車に比べた場合には、景観に与える影響が相対的に大きいため、自動車への車体広告基準とは別に、表示面積を1/3以下とする基準を新たに設けます。これは、本市の壁面広告物の面積基準と同様です。

(3) 改正の効果

今回の見直しにより、車体利用広告については、禁止地域の適用を除外することとしていますが、電車にかかる車体利用広告の許可基準を、表示面積が適正な範囲内になるよう見直すことで、景観へ与える影響を軽減します。

図11 車体利用広告の面積算定のイメージ（電車）

